

狭長発第1351号
令和2年3月2日

狭山市指定地域密着型サービス事業所 管理者 各位

狭山市長寿安心課
介護保険担当課長

新型コロナウイルス感染拡大防止における
運営推進会議開催の取扱いについて（通知）

日頃より狭山市の介護保険事業にご理解ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

運営推進会議については、運営基準に定められている頻度で開催する必要がありますが、今般の新型コロナウイルスの感染拡大防止の動きを受け、狭山市としての取扱いを下記のとおりといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 現時点では、運営推進会議の開催の可否は事業所判断とします。
2. 開催を延期又は中止する場合には、参加対象者および市にその旨を通知してください。
3. 上記1による判断の結果、運営推進会議を中止する場合は、以下のとおりの対応をお願いします。
 - (1) 出席予定者に資料を送付し、運営状況の報告を行い、適宜、事業所に対する評価、要望、助言等を受け付けてください。
 - (2) 本来の開催予定日、中止の理由、上記(1)の対応内容および受けた評価・意見等を記載した記録を作成してください。作成した記録は事業所で保管、公表するとともに市へ提出してください。
4. 上記3(1)(2)による対応をとった場合は、サービス種別ごとに規定されている開催頻度を満たさない場合であっても、運営基準違反とはなりません。
5. 本取扱いを適用する期間は、当面の間とします。本取扱いを終了する場合は、改めてお知らせする予定です。

【問い合わせ先】

狭山市 長寿安心課 介護事業担当
電話 04-2953-1111 内線 1554